

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監 8 の第14号

監査の対象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所管所属：鶴見区役所

通知日：令和 8 年 6 月 25 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・備品台帳に登録されているが備品一覧に登録されていない物品があった。 ・取得価格が 5 万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 鶴見区役所は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 鶴見区役所は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】 ・令和 8 年 3 月 24 日開催の当区と指定管理者との調整会議（以下「調整会議」という。）において会計規則等の認識を共有し、指定管理者が購入した物品については購入後速やかに本市に報告すること、その物品が重要物品に該当する場合は即日報告することを双方確認し、令和 8 年度から運用することについて業務打合せ書により確認した。 【2】 （備品台帳と備品一覧の整備について） ・備品台帳と備品一覧に不整合が生じている備品については、現物との照合を行った上で、会計室と調整が必要となる重要物品については調整後速やかに、それ以外の物品については令和 8 年 3 月 31 日までに備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。 ・令和 3 年度から令和 7 年度までに指定管理者が業務代行料をもって購入した物品のうち、備品又は「概ね 1 年以上使用できる消耗品」については、令和 8 年 3 月 31 日までに備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。 ・令和 3 年度から令和 7 年度までに指定管理者が施設の管理運営のために自己の費用をもって購入した物品のうち、備品又は「概ね 1 年以上使用できる消耗品」について、帰属調整を行った結果本市の所有となる物品が存在しないことを、令和 8 年 3 月 19 日に確認した。 ・令和 2 年度以前に購入又は寄贈された物品及び竣工時又は改修工事時に設備として取り扱っていた物品については、会計室はじめ関係所属と調整を行った上で、速やかに備品台帳及び備品一覧を整備する。 （定期的な照合などの仕組みについて） ・「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」及び「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」に基づき、令和 8 年 4 月から指定管理者に月次で備品一覧表を提出させ、四半期に 1 回以上開催の調整会議において、当区と指定管理者で管理状況を共有するとともに、備品台帳及び備品一覧の照合並びに物品の現物確認を内容とする実地調査を年 2 回行う。	措置中	(令和 8 年 9 月 30 日)